

西宮市議会議員の皆様へ

上田進久

H25年6月~H26年3月の夙川短大校舎解体工事における

アスベスト飛散事故の健康リスク評価を行ってください

1. 裁判の概要

- ・真相解明を目的に提訴
- ・損害賠償請求は、「受任できる限度を超えていない」という理由で棄却されたが、裁判によって重大な事実が明らかとなり、今後の飛散防止に向けての貴重な示唆が得られた
- ・「解体時には相当量のアスベストが存在し、その一定量が周辺環境に飛散した」ことが事実認定された
- ・裁判では、健康被害を立証するための証拠は持ち合わせていないため、判決は大いに不服であったが、司法で争うには限界があると判断し、控訴を断念した

2. 判決後の西宮市の対応と健康被害の評価

「本件土地の周辺地域に一定量の石綿が飛散したことを否定することはできない」としたものの、「この飛散した石綿のうち本件土地の周辺地域に到達したものの量は、客観的にみたとときに人体の健康に影響を及ぼすものであったと認めることはできない」という判決文の一部を引用して議会答弁⇒このような説明では、健康に影響はなく発病の心配はないものと誤解を招く恐れがある

- ・裁判では、健康リスクについての審理は十分に行われていないため、判決文の一部を意図的に引用するだけの対応は、特に健康被害に関してはあまりにも無責任であり認めることはできない
- ・発ガン性物質による曝露であることを真摯に受け止めて、責任をもって飛散事故による健康被害の評価をすべきである

3. 専門家による健康リスク評価の必要性

①現実問題として、健康被害者の発生が危惧される

・想像を絶する多量のアスベストと長期間の工事：設計図書では、レベル1・2が約20か所、レベル3が137か所もあったとされており、飛散防止策がないままこれらが撤去されて、長期間の曝露に至った

②周辺住民のみならず、通学していた子供たちの発病が心配である

・近くには約10か所学校があり、現場に隣接した通学路を多くの子供たちが利用していた

③司法は万全ではない

・被曝者には立証するための証拠が無い場合、司法ではなく医学的科学的に専門家によるリスク評価が不可欠である

・「周辺住民の発ガン過剰リスクについての意見書」は未だ十分に検討されておらず、専門家により検討してほしい

・その上、西宮市の情報すべてを供してリスク検討が行われるよう求める

4. 裁判ですべての問題が決着したのか？ 司法は全能の神ではない

現在、各地の建設アスベスト裁判において、国や製造業者の責任を認める高裁判決が下されている。これらの裁判は、最高裁で勝訴した泉南アスベスト訴訟と同じく、すでに発病した患者が訴えたものである。本件の場合、未だ発病していない状況とはいえ、健康被害を想起せずにはおれない事態に至っている。

①裁判では証拠に基づいた立証が原則である。

・被害者がアスベストによる健康被害を立証することはほとんど不可能であり、特に、「アスベスト隠し」の状況においては解体が強行されて建物とともに証拠は消滅した。

②来るべき危険に備える必要はないだろうか

・アスベスト飛散の場所や時期などの詳細な情報を公表して、注意喚起をしなくてもよいのだろうか

・早期発見のために検診体制を準備しなくてよいのだろうか

⇒これらを判断するには、専門家によるリスク評価が不可欠である

5. 要旨

判決では、西宮市の監督権限についても、「大気汚染防止法や兵庫県の環境の保全や創造に関する条例上の規制権限、および調査権限は住民の生命身体健康を守るため、適時に適切に行行使されるべきである」とし、「西宮市が改善命令、改善勧告などの規制権限を行使していればそれ以降に解体工事により石綿飛散することを防止する余地はあった」としています。現在ではあり得ない多量のアスベストが、何ら対策がないまま違法解体が強行されて飛散した。発ガン性物質であるアスベストには「安全基準」はなく、飛散による健康被害の発生が想起される事態となった。被曝者としての周辺住民に加えて、特に通学していた子供たちの発病が心配である。危険性が完全に払しょくされない以上は、予想される危険に備えることは重要であり、これを求めることは市民の権利でもある。西宮市が責任をもって専門家による検証を行うよう願っている。もしもご自身に近い子供たちが同じ状況にあり、成人して突然重篤な病に襲われるようなことは許されないだろう。

この件に関して話し合われた内容は、将来の検証記録として重要であり、行政文書として長く保管していただきたい。

参考資料

- ・西宮市と交渉した書面：西宮市長、保健所長、教育長宛て要望書（2019/11/28）その回答書（2019/12/27） 保険所長宛て質問書（2020/7/20）その回答書（2020/9/11）
- ・夙川裁判判決まとめ
- ・永倉氏「周辺発ガン過剰リスク評価」要約
- ・第8回石綿問題総合対策研究会（2020/2/2）発表抄録「西宮旧夙川短大校舎解体におけるアスベスト飛散事件」の裁判結果とその意義弁護士の立場から/住民の立場から
- ・文京区立さしがや保育園アスベストばく露による健康対策等検討委員会報告書
https://www.city.bunkyo.lg.jp/library/sosiki_busyo/hoiku/houkokusyo_saisyu.pdf
- ・旧夙川学院短期大学解体工事に伴うアスベスト粉塵飛散による周辺地域の発ガン過剰リスクについての報告書
<http://www.stopasbst.com/report/report201024.html>